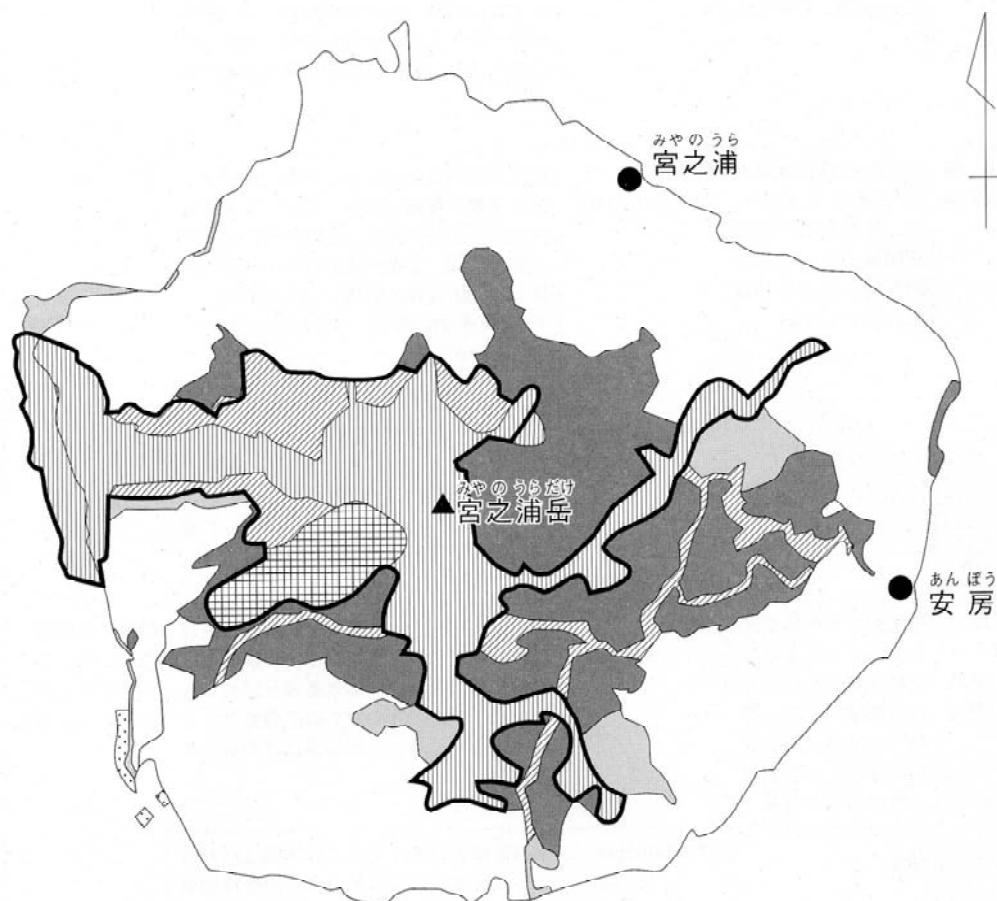


9 自然環境関係

9-(1) 世界遺産登録地域と原生自然環境保全地域・国立公園

世界遺産登録地域



凡 例		全体面積 (ha)	登録地域面積 (ha)	備 考
国立公園区域	特別保護地区	7,478	7,419	森林生態系保護地域保存地区 9,600 ha 特別天然記念物 4,393 ha
	第1種特別地域	2,595	2,109	
	第2種特別地域	2,010	0	
	第3種特別地域	8,906	0	
	海中公園地区	114.4	0	
原生自然環境保全地域		1,219	1,219	
計		22,322.4	10,747	

9 - (2) 屋久島世界遺産に係る各種制度の概要

制度名	目的等	地域区分及び面積	規制内容等	備考
原生自然環境保全地域 (屋久島原生自然環境保全地域)	自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持している区域のうち、保全することが特に必要なもの	1,219ha	環境大臣の許可が必要な行為 (第17条) ①工作物の新築・改築・増築, ②土地の形質の変更, ③土石の採取, ④水面の埋立, ⑤河川等の水位・水量の増減, ⑥木竹の伐採及び損傷, ⑦落葉落枝の採取, ⑧木竹の植栽, ⑨動物の捕獲, ⑩家畜の放牧, ⑪火入れ, ⑫物の集積, ⑬車馬等の乗り入れ, ⑭廃棄物の放置, ⑮植物の植栽	自然環境保全法
国立公園 (霧島屋久国立公園)	優れた自然の風景地を保護するとともに, その利用の増進を図り, もって国民の保健, 休養及び教化に資する公園	特別地域 13,511ha	環境大臣の許可が必要な行為 (第13条) ①工作物の新築・改築・増築, ②木竹の伐採, ③土石の採取, ④河川等の水位・水量の増減, ⑤指定湖沼等への汚廃水の排水, ⑥広告物の設置, ⑦指定物の集積, ⑧水面の埋立, ⑨土地の形状の変更, ⑩指定植物の採取又は損傷⑪指定動物の捕獲⑫色彩の変更⑬指定区域への立入⑭指定区域での車馬等の乗り入れ	自然公園法
		特別保護地区 7,478ha	環境大臣の許可が必要な行為 (第14条) 上記①～⑥, ⑧, ⑨, ⑫, ⑬に加え, ⑮木竹の損傷, ⑯木竹の植栽, ⑰家畜の放牧, ⑱物の集積, ⑲火入れ, ⑳落葉落枝の採取, ㉑動物の捕獲, ㉒車馬等の乗り入れ, ㉓植物の植栽, ㉔動物を放つこと	
森林生態系保護地域 (屋久島森林生態系保護地域)	原生的な天然林を保存することにより, 森林生態系からなる自然環境の維持, 動植物の保護, 遺伝資源の保存, 森林施業・管理技術の発展, 学術研究等に資する地域	保存地区 9,600ha	原則として, 人手を加えずに自然の推移に委ねる。(モニタリング, 学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為, 非常災害のための応急措置, その他法令等に基づく行為等はこの限りではない。)	保護林の再編・拡充について (平成元年4月林野庁長官通達)
		保全利用地区 5,585ha	木材生産を目的とする森林施業は行わない。(人工林がある場合は, 複層林施業ができる。)森林の教育的利用, 大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用はできる。	
天然記念物	動物, 植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上の価値の高いもの	特別天然記念物 屋久島スギ原始林 4,393ha 天然記念物 アカヒゲ, カラスバト, アカコッコ, イイジマムシクイ	現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為は文化庁長官の許可が必要(第80条)	文化財保護法

9-(3) 世界自然遺産に関する屋久島サミット宣言

- 1 私たち、アジア・太平洋地域の世界自然遺産を有する地方政府・自治体の代表は、20世紀最後の年である 2000年5月18日から21日まで日本国鹿児島県で開催された「世界自然遺産会議」に参加し、世界自然遺産の保全と世界自然遺産を生かした地域づくりについて討議し、21世紀に歩むべき方向を示したこの「世界自然遺産に関する屋久島サミット宣言」を採択する。
- 2 私たちは、世界自然遺産を取り巻く世界の現状を以下のように認識する。
 - (1) 人類共通の遺産である優れた自然地域が世界的に少なくなりつつあり、世界遺産条約に基づき登録された世界自然遺産の保全が人類にとって今後ますます重要になる。
 - (2) 世界自然遺産の保全は世界遺産条約上の国の義務であるが、21世紀の世界自然遺産の保全のために国と地方自治体がそれぞれの役割を効果的かつ積極的に果たすことが重要である。
 - (3) 世界自然遺産の価値を減ずることなく、その魅力を生かした世界自然遺産と共生する地域づくりを進めることが世界自然遺産の保全と地域住民の生活向上を図るために極めて重要である。
- 3 私たちは、21世紀の世界自然遺産の保全と世界自然遺産を生かした地域づくりを進めるために、以下の取組みをそれぞれの地方政府・自治体において積極的に行う決意を確認する。
 - (1) 世界自然遺産の保全価値についての環境教育の推進と、世界自然遺産の管理・情報提供・保全活動支援の面におけるすべての関係者との連携により、地域社会の積極的な参加を得ながら世界自然遺産の保全を進める。
 - (2) 地方政府・自治体の振興計画や資源利用計画の中で世界自然遺産の国際的な重要性が認識され、世界自然遺産やその周辺地域の保全方策が明確に示されるように努める。
 - (3) 中央と地方政府、各省庁、広域自治体と基礎的自治体など、世界自然遺産に関わる関係行政機関の連携・協力関係の強化を図る。
 - (4) 世界自然遺産の管理能力の向上に努める。
 - (5) 環境に十分配慮した観光、特に自然環境への配慮だけでなく、地域社会に利益をもたらし、自然保護の理解者増加につながるエコツーリズムなどの振興を通じて、地域づくりを促進する。
 - (6) 生態系に対する負荷の少ない一次産業の育成や薬草利用など、地域社会が伝統的に育んできた自然に優しい生活の知恵や文化を役立てた地域づくりを進める。
 - (7) 世界自然遺産の周辺地域においてクリーンエネルギーの利用、ゴミや汚水の処理、リサイクルなどを促進し、環境産業としての育成も視野に入れながら、循環と共生の地域づくりを進める。
- 4 私たちは、21世紀を担う自然を愛する子供たちが世界自然遺産の保全に大きな役割を果たすことができるように、子供たちと情報を共有し、共に考えながら、世界自然遺産の保全のための取組みを進めることを約束する。
- 5 私たちは、各国の中央政府並びに国際社会に対して、地方政府・自治体が行う世界自然遺産の保全に資する取組みをそれぞれの立場で支援するように要請する。
- 6 私たちは、この宣言を効果的に実施するため、今後とも 相互に連携を図るとともに、宣言の実施状況を相互に確認し、世界自然遺産の保全をより確かなものとする取組みを話し合うため、2003年にオーストラリア・クイーンズランド州で再会することを約束する。

2000年5月19日 日本国鹿児島県屋久島